

富士河口湖町公共施設 感染拡大予防ガイドライン

令和2年5月29日制定

令和2年6月19日一部改正

令和2年7月1日一部改正

令和2年7月15日一部改正

令和3年4月26日一部改正

【3密の回避】

① 換気設備の設置等（「密閉」の回避）

- ・施設においては、常時窓やドアを開けるなどして換気を行うこと。
- ・扇風機等の利用で換気を行うこと。

② 施設内の混雑の緩和（「密集」の回避）

- ・施設滞在時間は、施設で定めた時間以内とし、不要に館内滞在しないこと。
- ・施設においての利用制限人数を定め、必要に応じて入場制限を行うこと。
- ・可能な施設においては、あらかじめ利用の予約を受け付け、利用制限人数以上の利用を避けること。

③ 人と人との距離の確保（「密接」の回避）

- ・最低1m（マスク着用のない場合は2m）の対人距離を確保すること。
- ・施設滞在時は、常に人と人との距離を十分に確保し、密にならないようにすると。また、近距離での会話や発声を避けるように注意すること。
- ・休憩室等の利用は人数を減らし、対面での食事や会話を行わないこと。

【その他の感染防止対策】

④ マスクの着用

- ・来館者はマスクを着用すること。
- ・従業員は常時必ずマスクの着用を徹底する。

⑤ 手洗い・手指消毒

- ・来館者は入館時に必ずマスクを着用することとし、備え付けの消毒液で手指等の消毒を行うこと。
- ・消毒液などを用いて、カウンター、机、イス、ドアノブ、スイッチなど、よく触れる所の消毒を行うこと。

⑥ 体調チェック利用者に対して

- ・利用者に対して入口にて職員が検温・健康チェックを行うこと。
(発熱や軽度であっても風邪症状（せきや喉の痛み）がある場合には、利用できない。また、嘔吐・下痢等の症状がある場合は利用できない。)

⑦ 従業員に対して

- ・業務開始前の体温測定と記録をすること。
- ・発熱や軽度であっても、風邪症状（せきや喉の痛み）がある場合、また、嘔吐下痢等の症状がある場合は出勤停止とすること。

⑧ トイレの衛生管理

- ・便座、スイッチ、洗浄レバー等よく触れる場所は、消毒液等で消毒すること。
- ・トイレの蓋を閉めて汚物を流すように表示すること。

⑨ 休憩スペース等のリスク軽減

- ・当面の間、不要の滞在をしないように努め、対面での会話をしないこと。
- ・待合室等は常時換気を行い、共用する物品は定期的に消毒すること。
- ・喫煙スペースは、一度に利用できる人数制限をし、人と人の距離を保つよう周知する。

⑩ 清掃・消毒

- ・通常の清掃に加えて、消毒液などを用いて、机やドアノブ、スイッチ、券売機、手すりなど、よく触れる所の消毒を行うこと。
- ・鼻水や唾液がついたゴミを回収する際はマスクや手袋を着用すること。
- ・ゴミはビニール袋に密閉して捨てること。
- ・ゴミの回収を行った後は石鹸で手を洗い消毒液などを使用すること。
- ・物品の貸出については、使用内容を把握のうえ、返却後速やかに消毒を行うこと。

【 施設ごとの注意点等 】

⑪ 受付カウンターなどで接客を要する施設における注意点

- ・受付フロントにはビニールカーテン等のパーティションを設置し飛沫予防をする。

⑫ 公民館等会議室を有する施設における注意点

- ・利用は町民を主体とする団体で、富士北麓地域（富士吉田市・鳴沢村・西桂町・都留市・忍野村・山中湖村・道志村）に在住の者に限る。
- ・館内での飲食は禁止とする。
- ・複数名で同時に発声等を伴う運動・音楽等の利用は、利用団体または、利用団体の所属する組織（連盟・協会など）がガイドラインを策定している場合に限り利用を認める。
- ・公民館等会議室等については、1名あたり4㎡とし利用人数を制限する。

⑬ 屋内運動場施設における注意点

- ・窓を開けたまま、もしくは換気扇を回したまま活動する。できない場合でも1時間に1回10分程度は換気をする。
- ・試合、大会、イベント等で100名以上参加者がいる際はガイドラインを提出する。
- ・利用者以外（保護者、観覧者など）の入館を禁止する
- ・送迎の保護者は、玄関までとする。
- ・体育施設については、1名あたり10㎡とし利用人数を制限する。
- ・当面の間、更衣室を利用させない。運動できる服装での来館をお願いする。

⑭ 全施設チェックリストの作成・確認

- ・ガイドラインに基づくチェックリストを作成し、午前中及び午後それぞれ1回の点検を行う。

⑮ 緊急事態宣言下において対象地域の在住者に対する利用制限

- ・緊急事態宣言が発令中は、対象地域に在住する者の利用を制限すること。
- ・その状況下においては、ホームページでの告知ならびに各施設での掲示により周知を図ることとする。

⑯ 利用者及び来場者の把握及び情報提供

- ・感染症防止及び感染症発生後の対応のため、利用者及び来場者の状況を把握し、必要な連絡先などの情報を管理する。
- ・大規模コンサートなど一般来場者が多数ある場合は、感染予防対策を事前に周知すること。
- ・大規模コンサートなど終演後の利用者及び来場者の感染予防対策を行うこと

⑰ 管轄保健所との連携

- ・感染症防止及び拡散防止のため、管轄保健所との連携及び情報交換ができるように図る。

⑱ 急病人の対応

- ・大規模コンサートを開催する場合は、必ず看護師を常駐させて、具合が悪くなった方への対応を行う。
- ・急病人の状況により、必要な場合は救急搬送して対応する。

⑲ 飲食店、グッズ販売店等

- ・施設内の飲食事業者及びグッズ販売事業者は、利用者及び来場者に対して感染症予防対策を行うこと。

⑳ 感染発症時に備えるため、厚生労働省が提供するCOCOA（新型コロナウイルス接触確認）アプリの利用を来場者に促すこと。

㉑ その他、各施設において、それぞれのガイドラインの規定に従い、感染予防対策等に徹底すること。